

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月四日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第六号

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則

奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の表地域医療連携課の項の次に次のように加える。

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 疾病対策課 | 新型コロナウイルスワクチン接種推進係 |
| 種推進室  |                    |

第六条福祉医療部の部医療政策局疾病対策課の項第一号中「こと」の下に「（新型コロナウイルスワクチン接種推進室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

医療政策局 疾病対策課 新型コロナウイルス接種推進室

新型コロナウイルス接種に関すること。

### 附 則

この規則は、令和三年六月七日から施行する。